

重要事項説明書  
(居宅介護支援事業)

利 用 者 様

事業者： 社会福祉法人 敬仁会

事業所： 在宅療養支援センターあんしん

## 重要事項説明書（居宅支援事業所絆）

この説明書は、介護保険法に関する厚生省令 38 号第 4 条 1 項の規定に基づき、当事業所が指定居宅介護支援を提供するにあたり、契約に際して、ご注意をいただきたいことを説明するものです。

### 1 指定居宅支援事業所を提供する事業者について

事業者名称	：社会福祉法人 敬仁会
代表者	：理事長 杉原 有
所在地	：〒690-0035 松江市佐草町 2-2

### 2 サービスを提供する事業所について

事業所名	：居宅療養支援センターあんしん
所在地	：〒690-0035 松江市佐草町 2-2
事業所番号	：3270104494
管理者氏名	：進藤まり子
電話番号	：0852-33-7001
ファクス	：0852-33-7005
営業時間	：月曜日～金曜日 8時30分～17時30分まで
休業日	：土曜日、日曜日 12月30日～1月3日
時間外	：上記、時間外でも転送電話システムにて対応しております。
提供地域	：松江市内全域

※松江市外へのサービス提供に関する訪問については、別途交通費 1 キロ 1 0 0 円で請求をさせていただきます。

### 3 事業の目的

介護保険サービスを利用される在宅生活の方に対し、ご利用者様やご家族の希望を尊重し、住み慣れた地域で安心して過ごされるように、専門的で多面的なサービス支援をしていくことを目指しています。

（運営方針）

- ① 利用者様の心身の状態や家庭環境に応じて、その選択に基づいた適切な医療保険、福祉サービスが多様な事業者から、総合的に提供されるように配慮します。
- ② 常に利用者様の立場に立ち、提供されるサービスが特定の事業者に不当に偏ることのないように中立公正に努めます。
- ③ 事業の運営にあたって、地域との結びつきを重視し、市町村、他のサービスを提供する者との連携に努めるものとします。

### 4 事業所の職員体制

管理者	：サービス申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に （主任介護支援専門員兼務） 行います。また、定期的な研修会参加や事業所内研修を実施していきます。	常勤 1 名
介護支援 専門員	居宅介護支援業務を行います。 ：定期的な研修参加を行います。	常勤 3 名

## 5 居宅介護支援の内容、及び提供方法

### (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

利用者及び、そのご家族の要望や本人の身体及び環境等の状況把握を行い、その有する機能、生活、地域、健康面から解決すべき課題を適切に把握し（アセスメント）利用者様が自立した日常生活を営むことができるように支援します。

### (2) サービス事業者と連絡調整

利用するサービス等の選択にあたっては、当該地域における複数のサービス事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を利用者様またはその家族に提供し、利用者様及びご家族の選択を求めます。

### (3) 居宅サービス内容の同意

利用するサービス事業担当者を集め、サービス担当者会議を開催し、情報の共有を行い、専門職からの意見を取り入れていきます。サービスの内容、利用料金等の説明を行い、同意を得るものといたします。

### (4) サービス実施状況の把握と変更

- ・少なくとも毎月一回は訪問をして、サービス実地状況の把握（モニタリング）を行い、利用者様の状態を定期的に評価いたします。
- ・必要に応じてケアプランの変更、サービス事業所との調整、その他、相談にも応じていきます。
- ・ご自宅での生活が困難になった場合、介護保険施設への入所の希望がある場合には、施設に関する情報を提供いたします。
- ・利用者様の要介護認定の更新申請及び、状態の変化に伴う区分変更申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

### (5) 給付管理について

利用者様の要介護度、負担割合等に応じて相談調整を行い、継続的に給付管理も行います。

### (6) 医療機関との連携

医療系サービスの利用を希望される場合、利用者様、ご家族様の同意を得た上で必要な担当医との情報共有、連携を図っていきます。

### (7) その他

- ・介護支援専門員は、障害福祉制度の相談支援専門員との密な連携を促進するため、特定事業所との連携に努めます。
- ・通常のケアプランより訪問回数が必要な場合、訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合、市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出されたケアプランの適正検証を行います。

## 6 利用料金について

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので、業務全般を通じ、利用者様の負担はありません。

(1) 基本料金 介護報酬総額		
要介護 1・2	10,860 円	
要介護 3・4・5	14,110 円	
(2) 加算料金 : 以下の要件を満たす場合、上記基本料金に以下の料金が加算されます。		
加算の種類	加算額	加算の要件
初回加算	3,000 円	新規または、要介護区分が 2 区分以上変更された場合（1 月につき）

特定事業所加算 (II) 4,210 円	質の向上に資することを目的にしています。
入院情報提供加算 (I) 2,500 円	病院に入院した日のうちに、必要な情報を提供している。※入院日以前の情報提供、営業時間終了又は営業日以外の日に入院した場合は翌日を含む。
入院時情報連携加算 (II) 2,000 円	病院に入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報を提供している ※営業時間終了後に 入院した場合、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退院・退所加算 (I) イ 4,500 円	退院・退所にあたり、医療機関などの職員と面談（テレビ電話などの活用可）を行うこと・医療関係者等の職員から利用者に係る情報の提供を「カンファレンス以外の方法」により「1 回」受けていること・必要な情報を得たうえで、ケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行なっていること
(I) ロ 4,500 円	退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談（テレビ電話などの活用可）を行うこと・医療機関等の職員から利用者に係る情報の提供を「カンファレンス」により「1 回」受けていること・必要な情報を得た上で、ケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること
(II) イ 6,000 円	退院・退所にあたり、医療機関の職員と面談（テレビ電話等の活用可）を行うこと・医療機関などの職員から利用者に係る情報の提供を「2 回以上」受けていること・必要な情報を得たうえで、ケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること
(II) ロ 6,000 円	退院・退所にあたり、医療機関等の職員と面談（テレビ電話の活用可）を行うこと・医療機関等の職員から利用者に係る情報の提供を「2 回以上」受け、うち「1 回以上はカンファレンス」によること・必要な情報を得たうえで、ケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること
(III) 9,000 円	・退院・退所にあたり、医療機関の職員と面談（テレビ電話の活用可）を行うこと・医療機関等の職員から情報の提供を「3 回以上」受け、うち「1 回以上はカンファレンス」によること・必要な情報を得たうえで、ケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの調整を行っていること
通院時情報連携加算 500 円	・通院時（歯科診察時も含む）に同席し、医師等に情報連携を行い、その情報を踏まえ、ケアプランに反映させる。
ターミナルケアマネジメント加算 4,000 円	・終末期の医療やケアの方針に関して、ご利用者、 家族の意向を把握した上で、その死亡及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、ご利用者、ご家族の同意を得て、居宅を訪問し、ご利用者の心身の状況等を記録し、主治医および居宅サービス計画書に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合
中山間部地域加算 5/100 の単位数	・中山間部の方に対して、加算を算定させていただきます。

## 7 居宅介護支援の提供について

### (1) 介護保険資格などの確認について

サービス提供開始にあたり介護保険証等の記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。住所などに変更があった場合、速やかにお知らせください。

### (2) 事業者からの介護支援専門員の交代について

事業者の都合により介護支援専門員を交代することがあります。その際は、不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

## (その他) サービス終了について

- ・利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する1週間前までに、文書でお申し出ください。

- ・事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になる場合にサービスの提供の終了させていただくことがございます。その場合、終了1ヶ月間の予告期間において理由をきちんと説明した上で利用者及び家族の承諾を得て終了と致します。

- ・自動的にサービスが終了する場合

利用者様が介護保険施設等に入所した場合や、利用者様の要介護認定区分が「非該当」と認定された場合は、自動的にサービス提供を終了いたします。

・禁止行為（利用者、家族他の言動等により事業の適正な運営への支障、また身体的、精神的な苦痛、性的な誘いや嫌がらせ行為があった場合は、事業所からの訪問をお断りさせていただきます。その際、包括支援センター、保険者と連絡を取り、状況に応じて、適当な他の事業所等の紹介、その他の必要な措置を講じるように努めさせていただきます。

・虐待防止のための措置に関する対応について、外部研修参加の他、事業所内でも定期的に開催しております。また、高齢者虐待を発見した場合は、松江市介護保険課、包括支援センターに連絡をさせていただきます。

## 8 秘密保持と個人情報の保護について

### (1) 利用者様及びご家族に関する秘密保持について

・事業者は利用者様の個人情報に関し「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）はサービス提供をする上で知り得た情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

職員退職後も秘密保持は厳守いたします。

### (2) 個人情報の保護について

・事業者は利用者及びそのご家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びそのご家族の個人情報を用いません。

・事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとします。

### (3) 個人情報の利用について

・個人情報については、医療機関、指定事業所などに必要な情報を伝える目的での使用をしますが、それ以外に漏らすことはございませんのでご理解お願いいたします。

## 9 高齢者虐待について

高齢者虐待は人権侵害であり、高齢者虐待防止法に基づき高齢者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し権利利益の養護に対し必要な措置を講じるものとします。

## 10 事業継続計画（BCP）の策定等

自然災害や新型コロナウイルス等の感染拡大、被害を最小限にとどめて事業を継続的に実施、再開するための計画を策定し必要な研修、訓練を行います。感染の予防、まん延等の予防の観点から指針の整備、委員会の開催、研修の実施、訓練（シミュレーション含）の実施に取り組みます。

## 11 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者様にかかわる居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社：東京海上日動火災保険（株）

保険名：超ビジネス保険（事業活動包括保険）

保障の概要：治療費用等

## 12 身分証携帯義務

介護支援専門員証を常に身分証として携帯し、求めがあった場合は、提示いたします。

## 13 サービス内容に関する相談・苦情

当事業所に対する相談や苦情は以下の窓口で受付、苦情等を記録いたします。

### ○相談・苦情受付窓口

管理者 進藤まり子 受付時間 平日 8 時 30 分から 17 時 30 分

連絡先 0852-33-7001

### ○行政機関その他苦情受付機関

松江市 介護保険担当課	松江市末次町 86 電話 0852-55-5933
国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情受付	松江市学園 2 丁目 12-5 電話 0852-21-2811
鳥根県社会福祉協議会	松江市東津田町 1741-3 電話 0852-32-5970
鳥根県健康福祉部 高齢者福祉課	松江市殿町 128 番地 電話 0852-25-2011

※苦情相談について当事業所は、第三者委員会を設置しております。

居宅支援事業所のサービス提供にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日  
説明者 印

本書面より事業者から居宅支援事業についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日  
ご利用者様 氏名 印  
代理人様 氏名 印